

○大竹市議会SNS運用要綱

令和 3 年 7 月 13 日

要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大竹市議会基本条例（平成30年大竹市条例第32号）第16条第 2 項の規定に基づき、多くの市民が議会と市政への関心を高めるため、ソーシャルネットワークキングサービス（以下「SNS」という。）を効果的かつ安全に利用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ページ 大竹市議会（以下「市議会」という。）がSNSで取得したアカウントにより管理するページをいう。
- (2) 利用者 ページの利用者をいう。

(運営)

第 3 条 ページの運営主体は市議会とし、管理は議会事務局及び議長の命を受けた者（以下「管理者」という。）が行うものとする。

(市議会からの情報発信)

第 4 条 ページに情報発信できる項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定例会及び臨時会の告知及び審査結果
 - (2) 委員会等の告知及び審査結果
 - (3) 公開が認められる協議会等の告知及び協議結果
 - (4) 市のホームページに掲載される情報のリンク
 - (5) 市議会のホームページ、議会だより等から情報提供するもの
 - (6) 市議会又は市議会の議員の活動に係る写真（市議会の議員及び議会事務局の職員以外の者が写っているものは、本人が掲載を了承し、又は個人が特定できないよう修正したものに限る。）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、議長又は管理者が適当と認めるもの
- 2 ページへの利用者からの投稿やコメントへは、原則個別の返信は行わないものとする。

ただし、議長又は管理者が必要と認めたものについては、この限りでない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、ページの利用に際して、次の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他者の権利若しくは財産を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者を誹謗中傷し、又は侮辱する行為
- (3) 他者の名誉、信用等を毀損し、プライバシーを侵害し、又は業務を妨害し、若しくはそれらのおそれのある行為
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為
- (5) 宗教団体その他の団体又は組織（公益的な団体又は組織を除く。）への加入を勧誘する行為
- (6) 出資、寄附、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (7) 議長が不適切と判断する他のウェブサイト（以下この号において「不適切サイト」という。）を紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又は不適切サイトに係るファイルのダウンロードを誘導する行為
- (8) ページを利用して他者に対し、コンピュータのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウイルスその他の有害なプログラム、ファイル等を発信する行為
- (9) 他者による情報の提供及び利用を阻害する行為
- (10) ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為
- (11) SNSの利用規約に違反する行為
- (12) 前号に掲げるもののほか、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、若しくはその他議長又は管理者が不適切と認めた行為

(違反に対する措置)

第6条 市議会は、利用者が前条第1項各号に掲げる規定に違反した場合、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がページ上に掲載した情報、内容等の削除その他必要な措置を講ずることができる。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 市議会は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、掲載された当該情報に起因して利用者又は第三

者に損害が発生したとしても、市議会又は議会事務局職員等の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(知的財産権)

第8条 ページに掲載している情報（画像、動画、テキスト等）に関する知的財産権は、大竹市議会又は原作者に帰属する。

2 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で複製し、又は転用することはできない。

(個人情報等の取扱い)

第9条 ページの掲載に際し、大竹市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年大竹市条例第2号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行し、令和3年3月25日から適用する。

附 則（令和6年3月25日要綱）

この要綱は、令和6年3月25日から施行し、令和5年1月16日から適用する。